

■提出先:MMC本社 HRサービス課 社保係宛

■4人以上の家族を扶養申請する場合、被保険者欄については2枚目以降も同じように記入してください。

①2025年12月2日から健康保険証は発行・使用することができません。

②マイナ保険証を保有されている方は資格確認書の発行はできません。

③資格確認書発行対象者は健保で確認の上、発行します。(1ヶ月程かかります。)

村田製作所健康保険組合(MKK)				
常務理事	事務長	確認		受付

健康保険 被扶養者異動届(扶養開始)

※太枠線内を記入してください

被保険者欄	記号-番号	氏名コード	住民票記載 氏名	生年月日
	—			1.昭和 2.平成 年 月 日
	会社コード	所属コード	住民票記載 現住所	☎昼間連絡可能な番号
			〒	

今回扶養に入れる 家族欄 1	住民票記載 氏名	続柄	性別	生年月日	年齢
	(フリガナ) (氏)		1.男 2.女	1.昭和 2.平成 3.令和 年 月 日	歳
	同居・別居	住民票記載 現住所 ※同居の場合は記入不要			
	1.同居 2.単身赴任 3.別居	〒			
	今回被扶養者となる理由	扶養開始年月日	健康保険組合記入欄		
1.入社・異動 5.離職 2.再雇用 6.その他 3.出生 4.婚姻 ()	令和 年 月 日	扶養認定日		到着	
		令和 年 月 日			

今回扶養に入れる 家族欄 2	住民票記載 氏名	続柄	性別	生年月日	年齢
	(フリガナ) (氏)		1.男 2.女	1.昭和 2.平成 3.令和 年 月 日	歳
	同居・別居	住民票記載 現住所 ※同居の場合は記入不要			
	1.同居 2.単身赴任 3.別居	〒			
	今回被扶養者となる理由	扶養開始年月日	健康保険組合記入欄		
1.入社・異動 5.離職 2.再雇用 6.その他 3.出生 4.婚姻 ()	令和 年 月 日	扶養認定日		到着	
		令和 年 月 日			

今回扶養に入れる 家族欄 3	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢
	(フリガナ) (氏)		1.男 2.女	1.昭和 2.平成 3.令和 年 月 日	歳
	同居・別居	住民票記載 現住所 ※同居の場合は記入不要			
	1.同居 2.単身赴任 3.別居	〒			
	今回被扶養者となる理由	扶養開始年月日	健康保険組合記入欄		
1.入社・異動 5.離職 2.再雇用 6.その他 3.出生 4.婚姻 ()	令和 年 月 日	扶養認定日		到着	
		令和 年 月 日			

※個人情報の保護について：この情報は健康保険の事業のみの利用とし、その他の目的には使用致しません。

受付日付印

事業主欄	※会社で記入しますので記入不要です	担当者印
	事業所所在地 事業所名称 事業主氏名	

【健康保険証完全廃止！マイナ保険証をご利用ください！】

●マイナ保険証をお持ちの方・これから申請される方

ムラタ健保で扶養認定後、10日～2週間ほどでマイナ保険証を使用できるようになります。資格取得後に『資格情報のお知らせ』をオンラインで配信します。役所の手続きなどにご利用できます。けんぽMyページの事前登録が必要です。ご登録をお願いします。

マイナンバーカードの健康保険証利用方法

マイナンバーカードの健康保険証利用の方法についてご紹介します。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の3つのステップが必要です。

- STEP 1. マイナンバーカードを申請・作成する
- STEP 2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する
- STEP 3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便局で申請する
まちなかの証明写真機から申請する



STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



詳細はこちら⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

けんぽMyページはムラタ健保のホームページから確認できます！

村田製作所健康保険組合ホームページ⇒<https://murata-kenpo.or.jp/>



けんぽMyページはこちらから

●資格確認書をご希望される方（マイナ保険証と資格確認書の両方を保有することはできません。）

資格確認書発行対象者には、ムラタ健保でマイナ保険証の有無を確認の上、資格確認書を発行します。発行には1ヶ月ほど、お時間がかかります。

下記のご理由に該当される方は『資格確認書（再）発行申請書』をご提出ください。

- ①マイナンバーカードの紛失された方
- ②マイナンバーカードの更新手続き中の方
- ③マイナ保険証による受診時に第三者（介助者など）のサポートの必要な方